

## 第一二六回

### 参第七号

#### 環境影響評価法（案）

### 目次

#### 第一章 総則（第一条 - 第三条）

#### 第二章 中央環境影響評価委員会及び都道府県環境影響評価委員会

##### 第一節 中央環境影響評価委員会（第四条 - 第十五条）

##### 第二節 都道府県環境影響評価委員会（第十六条 - 第二十六条）

#### 第三章 環境影響評価に関する手続等

##### 第一節 環境影響評価指針（第二十七条）

##### 第二節 調査計画の作成等（第二十八条 - 第三十五条）

##### 第三節 環境影響評価報告書の作成等（第三十六条 - 第四十四条）

##### 第四節 調査計画又は環境影響評価報告書の変更等（第四十五条 - 第四十七条）

第五節 開発事業の実施等（第四十八条 - 第五十四条）

第六節 開発事業の実施中における措置等（第五十五条 - 第六十五条）

第四章 雑則（第六十六条 - 第七十二条）

第五章 罰則（第七十三条・第七十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、良好な環境の確保が現在及び将来の国民の生存のために必要かつ不可欠であることにかんがみ、開発事業の実施による影響を関係住民等の参加のもとに評価する手続を整備すること等により、開発事業の実施等による環境の汚染及び破壊を未然に防止し、もって我が国及び地球全体の良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（開発事業）

第二条 この法律において、「開発事業」とは、次に掲げる事業（環境に及ぼす影響が小さいものとして政

令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として実施するものを除く。)をいう。

一 埋立て又は干拓

二 工業用地の造成（製造業（物品の加工修理業を含む。））、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の用に供するための敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の用に供するための敷地の造成をいい、第五号に掲げる事業を除く。）

三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同条第二項の規定により土地区画整理事業に含まれるものとされる事業を含む。）

四 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業（同条第二項の規定により新住宅市街地開発事業に含まれるものとされる事業を含む。）

五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第六項に規定する工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業

六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業

七 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業

八 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）

第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

九 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務

団地造成事業

十 飛行場の設置又はその施設の変更

十一 鉄道、軌道又は索道の建設又は改良

十二 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路又は道路運送法（昭和二十六年

法律第百八十三号）第二条第九項に規定する自動車道の新設又は改築

十三 林道の開設又は改良

十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一

般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の設置又は変更

十五 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築

- 十六 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第七項に規定する電気工作物の設置又は変更
- 十七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第七項に規定するガス工作物の設置又は変更
- 十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は同法第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設の設置又は変更
- 十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設の設置又は変更
- 二十 石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）第二条第三項に規定する特定設備の新設、増設又は改造
- 二十一 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は変更
- 二十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十一項に規定する特定工作物の建設又は変更
- 二十三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八条に規定する河川工事

二十四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第七項に規定する港湾工事

二十五 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良

二十六 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物の試掘又は採掘（これらに附属する選鉱又は製錬を含む。）

二十七 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取

二十八 前各号に掲げるもののほか、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業であって政令で定めるもの

（事業者の責務）

第三条 事業者（開発事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る開発事業にあつては、その委託をする者）をいう。第七十条を除き、以下同じ。）は、開発事業を実施するに当たっては、環境の保全に最大限の努力をしなければならない。

## 第二章 中央環境影響評価委員会及び都道府県環境影響評価委員会

### 第一節 中央環境影響評価委員会

(設置)

第四条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、環境省の外局として、中央環境影響評価委員会（以下「中央委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第五条 中央委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 この法律の定めるところにより、環境影響評価指針の策定、環境影響評価報告書の認定その他開発事業の実施による影響に関する調査、予測及び評価に関する事務を行うこと。
- 二 中央委員会の所掌事務に関する統計その他の資料の収集及び整理に関する事務を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令に基づき中央委員会に属させられた事務を行うこと。

(職権の行使)

第六条 中央委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第七条 中央委員会は、委員七人をもって、組織する。

- 2 中央委員会の委員は、常勤とする。
- 3 中央委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、中央委員会の会務を総理し、中央委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任命)

第八条 委員は、環境の保全に関し優れた経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(任期)



第九条 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(欠格条項)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

(身分保障)

第十一条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 中央委員会の議決により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
- 二 中央委員会の議決により、職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

2 内閣総理大臣は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

3 委員が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職するものとする。

(委員の服務等)

第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

3 委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十三条 中央委員会は、委員長が招集する。

2 中央委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 中央委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 中央委員会が、第十一条第一項第一号又は第二号の規定による議決をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

- 5 委員長に事故のある場合の第二項の規定の適用については、第七条第五項の委員は、委員長とみなす。
- 6 第十一条第一項第一号又は第二号に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項は、中央委員会の会議で決する。

- 一 次条の規定による中央環境影響評価委員会規則の制定又は改廃
  - 二 第二十八条第一項又は第三十六条第一項の認定についての決定
  - 三 第四十九条第一項又は第三項（これらの規定を第五十九条で準用する場合を含む。）の意見
  - 四 第五十五条第一項の勧告
- （規則の制定）

第十四条 中央委員会は、その所掌事務について、法令を実施するため、又は法令の特別の委任に基づいて、中央環境影響評価委員会規則（以下「中央委員会規則」という。）を制定することができる。

（事務局）

第十五条 中央委員会の事務を処理させるため、中央委員会に事務局を置く。

## 第二節 都道府県環境影響評価委員会

(設置)

第十六条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県環境影響評価委員会（以下「都道府県委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第十七条 都道府県委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 この法律の定めるところにより、環境影響評価報告書の認定その他開発事業の実施による影響に関する調査、予測及び評価に関する事務を行うこと。
- 二 都道府県委員会の所掌事務に関する統計その他の資料の収集及び整理に関する事務を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令に基づき都道府県委員会に属させられた事務を行うこと。

(組織等)

第十八条 都道府県委員会は、委員七人をもって組織する。

- 2 都道府県委員会の委員は、独立してその職権を行う。
- 3 都道府県委員会の委員は、常勤とする。

- 4 都道府県委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員長は、都道府県委員会の会務を総理し、都道府県委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任命)

第十九条 委員は、環境の保全に関し優れた経験と知識を有する者のうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の議会で、議会の事後の承認を得なければならない。この場合において、議会の事後の承認を得られないときは、都道府県知事は、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十条 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(欠格条項)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮<sup>こ</sup>以上の刑に処せられた者

(身分保障)

第二十二条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 都道府県委員会の議決により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

二 都道府県委員会の議決により、職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

2 都道府県知事は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

3 委員が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職するものとする。

(委員の服務等)

第二十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

3 委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は都道府県知事の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(会議)

第二十四条 都道府県委員会は、委員長が招集する。

2 都道府県委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 都道府県委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 都道府県委員会が、第二十二条第一項第一号又は第二号の規定による議決をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故のある場合の第二項の規定の適用については、第十八条第六項の委員は、委員長とみなす。

6 第二十二条第一項第一号又は第二号に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項は、都道府県委員会の会議で決する。

一 次条の規定による都道府県環境影響評価委員会の規則の制定又は改廃

二 第二十八条第一項又は第三十六条第一項の認定についての決定

三 第四十九条第一項又は第三項（これらの規定を第五十九条で準用する場合を含む。）の意見

四 第五十五条第一項の勧告

（規則の制定）

第二十五条 都道府県委員会は、その所掌事務について、法令を実施するため、又は法令の特別の委任に基づいて、都道府県環境影響評価委員会規則（以下「都道府県委員会規則」という。）を制定することができる。

（事務局）

第二十六条 都道府県委員会の事務を処理させるため、都道府県委員会に事務局を置く。



### 第三章 環境影響評価に関する手続等

#### 第一節 環境影響評価指針

第二十七条 開発事業の実施が環境に及ぼす影響（当該開発事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動に伴って生ずる影響を含む。以下「開発事業の実施による影響」という。）に関するこの法律に基づく調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）は、環境影響評価指針（以下「指針」という。）に従って行うものとする。

- 2 中央委員会は、開発事業の種類ごとに、指針を定めなければならない。
- 3 指針においては、科学的知見に基づき、開発事業の実施による影響を明らかにするために一般的に必要と認められる調査等の項目及び開発事業の実施による影響を明らかにするための合理的な調査等の技術的方法を定めるものとする。
- 4 中央委員会は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 中央委員会は、指針を定めたときは、これを官報に公示しなければならない。

- 6 中央委員会は、科学的知見の進歩に伴い、指針を改定しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定に基づく指針の改定について準用する。

## 第二節 調査計画の作成等

### (調査計画の作成)

第二十八条 事業者は、開発事業を実施しようとするときは、当該開発事業について、開発事業の実施による影響に関する調査等についての計画（以下「調査計画」という。）を作成して、開発事業のうち次に掲げるもの（以下「特定開発事業」という。）に関する調査等を含む調査計画にあつては中央委員会に、特定開発事業に関する調査等を含まない調査計画にあつては当該開発事業を実施する区域を管轄する都道府県委員会に提出して、それぞれ当該委員会の認定を受けなければならない。

- 一 第二条第十号及び第十八号に掲げる事業
- 二 当該開発事業を実施する区域が二以上の都道府県の区域にわたる事業
- 三 国が実施する事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、環境に著しい影響を及ぼす事業として政令で定めるもの

- 2 調査計画には、中央委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 開発事業の目的及び内容
  - 三 開発事業の実施による影響の調査等の項目
  - 四 開発事業の実施による影響の調査等の方法
  - 五 その他開発事業の実施による影響の調査等の実施に必要な事項
- 3 一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の開発事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、これらの開発事業について、併せて調査計画を作成することができる。
- 4 二以上の事業者が一の開発事業又は相互に関連する二以上の開発事業を実施しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が、当該一の開発事業について、又は当該二以上の開発事業について、併せて調査計画を作成するものとする。  
(調査計画の公告、縦覧等)

第二十九条 中央委員会又は都道府県委員会（以下「委員会」と総称する。）は、調査計画が提出されたと

きは、当該調査計画に係る開発事業の実施による影響が及ぶおそれがあると認められる地域（以下「関係地域」という。）を定めなければならない。

- 2 委員会は、関係地域を定めた後、遅滞なく、当該関係地域を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）及び当該関係地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下「関係市町村長」という。）に調査計画を送付するとともに、調査計画の提出を受けた旨及び関係地域、縦覧の場所その他中央委員会規則で定める事項を公告し、調査計画を公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

（説明会の開催等）

第三十条 事業者は、前条第二項の公告の日から起算して十日を経過した日から同項の縦覧期間満了の日までの間に、関係地域において、調査計画の説明会を開催し、調査計画について説明をしなければならない。

- 2 事業者は、前項の説明会を開催するときは、その開催予定の日時及び場所を定め、これらを説明会の開催予定の日の七日前までに公告しなければならない。

（関係住民等の意見）

第三十一条 関係住民等（環境の保全について学識経験を有する者及び関係地域に住所を有する者その他関係地域の環境の実情に通じている者をいう。以下同じ。）は、第二十九条第二項の公告を行った委員会に対し、調査計画について意見を述べることができる。

2 前項の意見は、第二十九条第二項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して三週間を経過する日までに、意見書の提出により述べるものとする。

（関係都道府県知事等の意見）

第三十二条 関係都道府県知事及び関係市町村長は、委員会から調査計画の送付を受けたときは、第二十九条第二項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して三週間を経過する日までに、当該委員会に対し、調査計画について意見を述べることができる。

（調査計画の審理）

第三十三条 委員会は、第三十一条第二項の規定により意見書を提出することができる期間を経過した後、遅滞なく調査計画の審理を開始しなければならない。

2 委員会は、前項の審理を開始する場合には、事業者、関係都道府県知事及び関係市町村長に、あ

らかじめ当該審理の日時及び場所を通知するとともに、当該日時及び場所を公告しなければならない。

3 委員会は、事業者及び関係住民等のうち相当と認める者に対し、第一項の審理に出席し、及び説明し、又は意見を陳述するよう求めることができる。

4 委員会は、第三十一条第二項の期限までに同項の意見書が提出されなかったときは、第一項の規定にかかわらず、同項の審理を行わないことができる。

(調査計画の審理の公開)

第三十四条 前条第一項の審理は、公開しなければならない。ただし、個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を守るため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

(調査計画の認定)

第三十五条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、調査計画を認定しなければならない。

- 一 当該調査計画に第二十八条第二項各号に掲げる事項が記載されていないと認められる場合
- 二 当該調査計画に記載された調査等が当該調査計画に係る開発事業についての指針に適合していないと

認められる場合

- 三 前二号に掲げるもののほか、第三十一条第二項の意見書における意見及び第三十二条の規定に基づいて述べられた意見を勘案し、又は第三十三条第一項の審理により、当該調査計画に記載された調査等によって開発事業の実施による影響を明らかにすることができないと認められる場合
- 2 委員会は、調査計画を認定し、又は認定しないことを決定したときは、その旨を公告するとともに、当該調査計画を提出した事業者へ通知しなければならない。
- 3 委員会は、調査計画を認定しないことを通知するときは、その理由を併せて通知しなければならない。

### 第三節 環境影響評価報告書の作成等

( 環境影響評価報告書の作成 )

第三十六条 事業者は、第二十八条第一項の認定を受けたときは、当該認定を受けた調査計画（以下「認定調査計画」という。）に基づいて調査等を行い、中央委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価報告書（以下「報告書」という。）を作成し、当該認定をした委員会へ提出して、その認定を受けなければならない。

- 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 開発事業の目的及び内容
- 三 開発事業の実施による影響に関する調査の結果
- 四 開発事業の実施による影響の内容及び程度の予測
- 五 開発事業の実施による影響の評価

(調査への協力等)

第三十七条 事業者が認定調査計画に基づいて行う調査に係る地域の土地所有者その他の関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、認定調査計画に基づいて行う調査に関係住民等が立ち会えるよう配慮しなければならない。

(報告書の公告、縦覧等)

第三十八条 委員会は、報告書が提出されたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に報告書を送付するとともに、報告書の提出を受けた旨及び縦覧の場所その他中央委員会規則で定める事項を公告し、報告書を公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。



(説明会の開催等)

第三十九条 事業者は、前条の公告の日から起算して十日を経過した日から同条の縦覧期間満了の日までの間に、関係地域において、報告書の説明会を開催し、報告書について説明をしなければならない。

2 事業者は、前項の説明会を開催するときは、その開催予定の日時及び場所を定め、これらを説明会の開催予定の日の七日前までに公告しなければならない。

(関係住民等の意見)

第四十条 関係住民等は、第三十八条の公告を行った委員会に対し、報告書について意見を述べることができる。

2 前項の意見は、第三十八条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して三週間を経過する日までに、意見書の提出により述べるものとする。

(関係都道府県知事等の意見)

第四十一条 関係都道府県知事及び関係市町村長は、委員会から報告書の送付を受けたときは、第三十八条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して三週間を経過する日までに、当該委員会に対し、報告書について

意見を述べることができる。

( 報告書の審理 )

第四十二条 委員会は、第四十条第二項の規定により意見書を提出することができる期間を経過した後、遅滞なく、報告書の審理を開始しなければならない。

2 委員会は、前項の審理を開始する場合には、事業者、関係都道府県知事及び関係市町村長に、あらかじめ当該審理の日時及び場所を通知するとともに、当該日時及び場所を公告しなければならない。

3 委員会は、事業者及び関係住民等のうち相当と認める者に対し、第一項の審理に出席し、及び説明し、又は意見を陳述するよう求めることができる。

4 委員会は、第四十条第二項の期限までに同項の意見書が提出されなかったときは、第一項の規定にかかわらず、同項の審理を行わないことができる。

( 報告書の審理の公開 )

第四十三条 前条第一項の審理は、公開しなければならない。ただし、個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を守るため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないこ

とができる。

( 報告書の認定 )

第四十四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、報告書を認定しなければならない。

一 当該報告書に第三十六条各号に掲げる事項が記載されていないと認められる場合

二 当該報告書に記載された調査等が認定調査計画に基づいて行われていないと認められる場合

三 前二号に掲げるもののほか、第四十条第二項の意見書における意見及び第四十一条の規定に基づいて述べられた意見を勘案し、又は第四十二条第一項の審理により、当該報告書によって開発事業の実施による影響が明らかにされていないと認められる場合

2 委員会は、報告書を認定することを決定したときは、その旨を公告し、当該報告書を提出した事業者及び次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ当該各号に定める者(以下「監督等を行う者」という。)に通知するとともに、監督等を行う者に当該報告書を送付しなければならない。

一 開発事業の実施に関する法律の規定で政令で定めるものによる免許、特許、許可、認可若しくは承認(以下「免許等」という。)若しくは指示若しくは命令(以下「指示等」という。)を受け、又は届出

(以下「届出」という。)を要する開発事業 当該免許等若しくは指示等を行う者又は届出の受理を行う者

二 国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項第一号の補助金及び同項第二号の負担金並びにこれらに係る同条第四項の間接補助金等をいう。以下同じ。)の交付を受けて実施する開発事業(前号に規定するものを除く。) 当該国の補助金等の交付の決定を行う者

三 開発事業をその業務として行う特別の法律により設立された法人(以下「公団等」という。)が実施する開発事業(前二号に規定するものを除く。) 当該開発事業に関し公団等を監督する者

3 委員会は、報告書を認定しないことを決定したときは、その旨を公告するとともに、理由を付して当該報告書を提出した事業者に通知しなければならない。

4 第二項各号に定める者が国の行政機関の地方支分部局の長であるときは、その長は、同項の規定による報告書の送付を受けた後、速やかに、その地方支分部局が置かれている府又は省の長たる内閣総理大臣又は各省大臣(以下「内閣総理大臣等」という。)に当該報告書を送付しなければならない。

#### 第四節 調査計画又は環境影響評価報告書の変更等

##### ( 調査計画又は報告書の変更 )

第四十五条 第二十八条第一項の規定による調査計画の提出後、第三十五条第二項の公告がなされるまでの間において、事業者が調査計画についてその記載事項（第二十八条第二項第一号又は第二号に掲げる事項を除く。）の内容を変更しようとするときは、第二節の規定の例により、その変更する部分について手続その他の行為（以下「手続等」という。）を行うものとする。ただし、その変更が軽微な場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

2 第三十六条の規定による報告書の提出後、前条第二項又は第三項の公告がなされるまでの間において、事業者が報告書についてその記載事項（第三十六条第一号又は第二号に掲げる事項を除く。）の内容を変更しようとするときは、前節の規定の例により、その変更する部分について手続等を行うものとする。ただし、その変更が軽微な場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

##### ( 開発事業の変更 )

第四十六条 第二十八条第一項の規定による調査計画の提出後、事業者が開発事業の内容を変更しようとする

るときは、変更後の開発事業について、前二節の規定による手続等を行うものとする。ただし、その変更が軽微な場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

( 開発事業の廃止等 )

第四十七条 第二十八条第一項の規定による調査計画の提出後、事業者が、開発事業を実施しないこととした場合、開発事業を開発事業以外の事業に変更した場合又は開発事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、事業者は、調査計画を提出した委員会にその旨を届け出なければならない。

2 委員会は、第二十九条第二項の公告の日以後において前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事項を公告しなければならない。

3 事業者が開発事業の実施を他の者に引き継いだときは、前項の規定による公告の日以前に従前の事業者が行った手続等は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、従前の事業者について行われた手続等は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

4 前項の場合において、第二十八条第四項の規定により代表する者が定められているときにおける前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五節 開発事業の実施等

### ( 工事の実施の制限等 )

第四十八条 事業者は、第四十四条第二項の公告の日までは、開発事業に係る工事を実施してはならない。

- 2 事業者は、開発事業に係る工事を開始したとき、及び完了したときは、当該開発事業に係る報告書について第三十六条の認定をした委員会に、その旨を届け出なければならない。

### ( 意見の送付 )

第四十九条 委員会は、第四十四条第二項の規定により監督等を行う者に報告書を送付する場合には、当該送付と併せて当該監督等を行う者に対し、環境の保全上の見地からの意見を送付することができる。

- 2 前項の場合において、意見の送付を受ける者が国の行政機関の地方支分部局の長であるときは、その長は、当該意見の送付を受けた後、速やかに、内閣総理大臣等に当該意見を送付しなければならない。
- 3 委員会は、第四十四条第二項の規定により報告書の認定の通知をする場合（同項の規定により監督等を行う者に報告書を送付するときを除く。）には、当該通知と併せて、当該通知を受ける事業者に対し、環境の保全上の見地からの意見を送付することができる。

4 前三項の規定により意見の送付を受けた者は、その意見を尊重しなければならない。

( 免許等における環境の保全への配慮等 )

第五十条 開発事業の実施に係る免許等を行う者は、第四十四条第二項の規定により委員会から当該開発事業に係る報告書の送付を受けるまでは、当該免許等を行ってはならない。

2 開発事業の実施に係る免許等又は指示等を行う者は、第四十四条第二項の規定により委員会から当該開発事業に係る報告書の送付を受けたときは、当該免許等又は指示等に係る法律の規定にかかわらず、当該規定に定めるところによるほか、当該報告書により明らかにされた開発事業の実施による影響を併せて考慮し、環境の保全に配慮して当該免許等又は指示等を行わなければならない。

第五十一条 開発事業の実施に係る届出を受理した者は、第四十四条第二項の規定により委員会から当該開発事業に係る報告書の送付を受けたときは、当該開発事業に係る報告書に記載された開発事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮して、その届出をした者に対し、当該届出に係る事項の変更について指導し、又は勧告することができる。

第五十二条 第四十四条第二項第二号に掲げる開発事業に関する国の補助金等の交付の決定（以下「補助金



の交付決定」という。)を行う者は、同項の規定により委員会から当該開発事業に係る報告書の送付を受けるまでは、当該補助金の交付決定を行ってはならない。

2 補助金の交付決定を行う者は、第四十四条第二項の規定により委員会から当該開発事業に係る報告書の送付を受けたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定により各省各庁の長が行うべき調査として、当該開発事業に係る報告書により開発事業の実施による影響を調査し、環境の保全に配慮して当該補助金の交付決定を行わなければならない。

第五十三条 第四十四条第二項第三号に掲げる開発事業に関し当該開発事業を実施する公団等を監督する者は、同項の規定により委員会から当該開発事業に係る報告書の送付を受けたときは、当該開発事業に係る報告書に記載された開発事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮して当該監督を行わなければならない。

第五十四条 事業者は、開発事業を実施するに当たっては、当該開発事業に係る報告書に記載された開発事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮しなければならない。

#### 第六節 開発事業の実施中における措置等

(再調査の勧告)

第五十五条 委員会は、当該委員会が認定した報告書に係る開発事業について、第四十四条第二項の公告の後、関係地域の状況が当該公告の時と比較して著しく異なっていること又は科学的知見が当該公告の時と比較して進歩したことにより開発事業の実施による影響を明らかにするため当該開発事業の実施による影響について調査等を行うことが必要と認められるときは、当該必要と認められる調査等（以下「再調査」という。）について第二十八条、第三十条、第三十六条及び第三十九条の規定の例により手続等を行うべきことを、当該開発事業に係る事業者に対し、第四十八条第二項の規定による完了の届出を受けるまでの間において、勧告することができる。

2 委員会は、前項の勧告をしたときは、その旨を公告するとともに、当該開発事業に係る監督等を行う者に対し通知するものとする。

(勧告の要請)

第五十六条 都道府県知事、市町村長及び関係住民等は、委員会が認定した報告書に係る開発事業について、当該委員会に対し、前条第一項の勧告を行うことを要請することができる。

2 前項の要請は、理由を付して行わなければならない。

3 委員会は、第一項の要請を受けたときは、前条第一項の勧告をするかどうかを決定し、当該要請をした者に対して、その決定を通知しなければならない。

（事業者が行う再調査に係る委員会の手続等）

第五十七条 第二十九条及び第三十一条から第三十五条までの規定は委員会が第五十五条第一項の勧告をした場合において当該勧告を受けた事業者から再調査についての計画（以下「再調査計画」という。）が提出されたときについて、第三十八条及び第四十条から第四十四条までの規定は当該事業者から再調査についての報告書（以下「再報告書」という。）が提出されたときについて準用する。この場合において、第二十九条第二項中「一月間」とあるのは「三週間」と、第三十一条第二項及び第三十二条中「三週間」とあるのは「二週間」と、第三十八条中「一月間」とあるのは「三週間」と、第四十条第二項及び第四十一条中「三週間」とあるのは「二週間」と読み替えるものとする。

（委員会が行う再調査の手続等）

第五十八条 委員会は、第五十五条第一項の勧告をした場合において、当該勧告を受けた事業者が再調査に

ついて第二十八条、第三十条、第三十六条及び第三十九条の規定の例による手続等を行わないと認められるとき、及び再調査計画又は再報告書を認定しないことを決定したときは、自ら再調査を行うことができる。

2 委員会は、前項の規定により再調査を行おうとするときは、再調査を行う旨を公告した後、第二十八条第二項各号に掲げる事項を記載した再調査計画を作成し、これを当該勧告を受けた事業者に送付するとともに、当該再調査計画を作成した旨を公告し、当該公告の日から三週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定により再調査を行おうとする場合において関係地域を変更する必要があると認めるときは、関係地域を変更し、再調査を行う旨の前項の公告と併せて公告しなければならない。

4 委員会は、第二項の再調査計画に基づいて再調査を行い、第三十六条各号に掲げる事項を記載した再報告書を作成し、これを当該勧告を受けた事業者及び当該再調査に係る開発事業についての監督等を行う者に送付するとともに、当該再報告書を作成した旨を公告し、当該公告の日から三週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 委員会は、第二項の再調査計画又は前項の再報告書を作成しようとするときは、関係地域において公聴会を開き、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係住民等並びに当該勧告を受けた事業者の意見を聴かなければならない。

（再報告書を送付する場合の意見の送付）

第五十九条 第四十九条第一項、第二項及び第四項の規定は第五十七条で準用する第四十四条第二項の規定又は前条第四項の規定により監督等を行う者に再報告書を送付する場合について、第四十九条第三項及び第四項の規定は第五十七条で準用する第四十四条第二項の規定により事業者に再報告書の認定の通知をする場合（第五十七条で準用する第四十四条第二項の規定により監督等を行う者に再報告書を送付するときを除く。）及び前条第四項の規定により事業者に再報告書を送付する場合（同項の規定により監督等を行う者に再報告書を送付するときを除く。）について準用する。

（工事の停止）

第六十条 委員会は、第五十五条第一項の規定に基づき再調査に係る勧告をした後、当該再調査に係る開発事業の実施による影響が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、当該開発事業に係る工事のうち

当該開発事業の実施による影響に係るものを第五十七条で準用する第四十四条第二項の公告の日又は第五十八条第四項の公告の日まで停止すべきことを、当該勧告を受けた事業者（国及び地方公共団体を除く。）に命じ、又は当該勧告を受けた事業者（国及び地方公共団体に限る。）に要請することができる。

2 委員会は、前項の規定により工事の停止を命じた場合において、その必要がなくなったときは、遅滞なく、その命令を撤回しなければならない。

（再調査後の指導、勧告等）

第六十一条 開発事業の実施に係る免許等を行った者又は補助金の交付決定を行った者は、第五十七条で準用する第四十四条第二項の規定又は第五十八条第四項の規定による当該開発事業に係る再報告書の送付（以下単に「再報告書の送付」という。）を委員会から受けたときは、当該再報告書により明らかにされた開発事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮して、事業者に対し、開発事業の変更について指導し、又は勧告することができる。

第六十二条 開発事業の実施に係る免許等を行う者は、第五十五条第二項の通知を受けた場合において当該免許等を行っていないときは、第五十条第一項の規定にかかわらず、委員会から当該通知に係る再報告書

の送付を受けるまでは、当該免許等を行ってはならない。

- 2 第五十条第二項の規定は、開発事業の実施に係る免許等を行う者が前項の場合において再報告書の送付を受けたときについて準用する。

第六十三条 補助金の交付決定を行う者は、第五十五条第二項の通知を受けた場合において当該補助金の交付決定を行っていないときは、第五十二条第一項の規定にかかわらず、委員会から当該通知に係る再報告書の送付を受けるまでは、当該補助金の交付決定を行ってはならない。

- 2 第五十二条第二項の規定は、補助金の交付決定を行う者が前項の場合において再報告書の送付を受けたときについて準用する。

第六十四条 第五十条第二項の規定は開発事業の実施に係る指示等を行った者が再報告書の送付を受けたときについて、第五十一条の規定は開発事業の実施に係る届出を受理した者が再報告書の送付を受けたときについて、第五十三条の規定は第四十四条第二項第三号に掲げる開発事業に関し当該開発事業を実施する公団等を監督する者が再報告書の送付を受けたときについて準用する。

第六十五条 事業者は、開発事業を実施するに当たっては、当該開発事業に係る再報告書に記載された開発

事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮しなければならない。

#### 第四章 雑則

##### (費用の負担)

第六十六条 この法律の規定により実施する開発事業の実施による影響に関する調査等に要する費用は、別に法律で定めるところにより、事業者が負担するものとする。

##### (関係行政機関等の協力)

第六十七条 委員会は、開発事業の実施による影響に関する調査等を実施するために必要と認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、前項の要請を受けたときは、これに協力するよう努めなければならない。

##### (資料の開示)

第六十八条 関係都道府県知事、関係市町村長及び関係住民等は、事業者及び委員会に対し、開発事業の実



施による影響に関する調査等に係る資料の開示を求めることができる。

- 2 事業者及び委員会は、前項の求めを受けたときは、開発事業の実施による影響に関する調査等に係る資料を開示するよう努めなければならない。

（試験研究体制の整備等）

第六十九条 国及び地方公共団体は、環境影響評価に関する制度の適正な運営が確保されるよう、試験研究体制の整備、専門技術者の養成その他の環境影響評価に関する技術の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（国際協力等）

第七十条 国、地方公共団体及び事業者は、環境影響評価について、外国から技術的又は財政的支援を求められたときは、これに協力するよう努めるものとする。

- 2 国は、国際協力の実施に当たっては、当該国際協力に係る事業の実施について環境影響評価が実施されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 国は、事業者が、本邦以外の地域で事業活動を行う場合に、自ら環境影響評価を実施することを推進す

るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

( 条例との関係 )

第七十一条 この法律の規定は、この法律に定める手続等に加え、又は開発事業以外の事業について、地方公共団体が条例で環境影響評価に係る必要な規定を定めることを妨げるものではない。

( 経過措置 )

第七十二条 この法律の規定に基づき、政令、中央委員会規則又は都道府県委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令、中央委員会規則又は都道府県委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第五章 罰則

第七十三条 第六十条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### ( 経過措置、関係法律の整備等 )

- 2 この法律の施行に伴い必要となる経過措置、関係法律の整備等については、別に法律で定める。

## 理 由

良好な環境の確保が現在及び将来の国民の生存のために必要かつ不可欠であることにかんがみ、開発事業の実施による環境の汚染及び破壊を未然に防止するため、開発事業の実施による影響を関係住民等の参加のもとに評価する手続を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、約五億円の見込みである。